

山村留学生を含めて全校生徒6名の里平（りびら）小学校（日高町）で、5・6年生（3人）を担当した岡野氏の実践である。

問題意識

市町村合併によって飛び地合併した町の小学校に勤務することになった岡野氏は、「人びとの生活に根ざしていたはずの地名が全く意味をなさなくなっている例が少なからずある」「市町村が合併する・しないは市町村の財政的な側面や様々な理由があるだろうが、いざ市町村名の変更については『だれが・どのように・どのような経緯で変更していったのか』については住民はあまりかかわってはいないのではないか」という問題意識から、「地名を考える」授業に取り組んだと最初に述べる。

そして、これまでのアイヌ語地名学習は、「別・内・〇〇」などの地名はアイヌ語で…。「アイヌ民族の生活や文化に触れていき、歴史学習へと進むものが多くあった。つまり地名学習はあくまでその入り口であったように思う」、アイヌ語地名学習の大きな盲点であった」と指摘。

授業の実践

自分の住んでいる地域の川・沢や地域の地名とそのアイヌ語の意味とのつながりがわかることを学習の目標に、地名には「別・内・平」などのつくもの、動物・植物からきているものなどがあること。里平の川・沢の名前の意味について考えようということを、最初に学習。

次の週に、校区内を流れる名前つけられている川に生徒と一緒に出かけ、地名とかかわりのある地形や草木を写真にとる。

翌週の授業では、川の図と名前を書いた模造紙を黒板に張り出す。「ペツ」「ペッ」「ペ」の3通りの名がついてちるが、同じ意味ではないかを考えさせる。川の意味があることを気づかせる。〇〇〇〇〇という名前にはどんな意味があるのかを問い、その川の名前が地形や木の名前であることを生徒から引き出すように問いかける。「アイヌ語ならば、意味があるはず」と考えさせる。答をなぜそうなのかを確認し図の上に写真を貼り付ける。

川の名前と意味を別々の列に書いたプリントを配付し、名前と意味をむすばせる。模造紙上の川の名前と写真を見ながら答を確認する。

授業を受けた生徒は、「秋になったら本当にサケが来るか確認したい」

授業を終えて成果と課題

実際に地図を持って確認した川・沢のアイヌ語の意味が今でもその状態で残っていることを事実として確認できた。黒板にはった絵地図の川の名前に意味や写真を載せることで、里平の地域の空間の様子が想像でき、アイヌの人たちの生活の姿（衣・食・住の材）が立体的に子どもたちにもイメージできるようになってきた。道内の地名に興味をわくようになった。

総合学習 「食」を意識した授業

農園活動で栽培しているジャガイモを掘る、その際滅多に見ることができないジャガイモの実（花が咲いたあとに小さなトマトのような青い実）をみんなで見ると。掘ったジャガイモでいももちをつくり食べる。そして、明治期のジャガイモの資料を読み、ジャガイモを扱った「ウエペケレ」があることを学んだ学習の報告。

『北海道大学 他全国 11 大学になぜアイヌ人骨があるのか？～アイヌは、なぜ新でも人権剥奪されるのか？』 清水裕二

清水氏は、12 年 9 月に提訴された「北海道大学を相手に遺骨返還を求める訴訟」の経過などについて報告しました。提訴後 10 回の口頭弁論が開かれたが、14 年 8 月 31 日の第 10 回目以降は口頭弁論が開かれていない。その間に原告の一人の城野ロユリ氏が今年 3 月に無念のうちに亡くなった。遺骨返還のメドもたたない中で亡くなられたのは誠に残念。

訴訟にいたる経過を、①19 世紀に欧米で生まれた比較解剖学・形質人類学を受けて大学の研究者たちが北海道・樺太・千島で調査・研究のためとしてアイヌ墓地から大量に頭骨や副葬品を持ち出した。②帝大医学部の教授がドイツ留学後数度にわたって北海道旅行をくりかえし盗掘。③昭和・北海道一北大解剖学講座の児玉作左衛門が、1934～37 年に八雲・落部、長万部・浦幌・樺太・千島で大量に盗掘。55～56 年静内、対雁・江別で掘り出す。①～③で 1027 体と特定できないアイヌ人骨が 484 箱（頭骨と四肢骨がバラバラ）。

④大学のアイヌ人骨の保管と国の動き——1980 年にアイヌの海馬沢博氏が、北大に遺骨の補完状況などを問い合わせると、「鄭重に管理している」と返答。82 年北海道ウタリ協会（当時）が、人骨の返還・慰霊を北大に申入れ。84 年北大医学部が納骨堂設置、道アイヌ協会が毎年慰霊祭実施。

11 年 6 月「アイヌ政策推進会議」の「民族共生の象徴となる空間作業部会」が返還困難な人骨は象徴空間へ納めると報告書に記載。13 年 4 月、全国的な保管状況調査で 12 大学 1636 体保管、うち 23 体は個人特定でき返還可能。14 年 6 月「個人が特定されるアイヌ人骨などの返還手続きに関するガイドライン」公表。ガイドラインは祭司継承者に返還する。返還を申し出る者は祭司継承者であることの証明を求める——というもの。

⑤遺骨返還要求裁判——08 年 2 月、小川隆吉氏が北大に「アイヌ人骨の保管状況に関する文書開示」要求。8 月「北大開示文書研究会」（共同代表—清水裕二・殿平善彦）発足。12 年 2 月、北大当局との面談求めて訪問するが拒否される。9 月、北大相手に遺骨返還求め提訴、原告 3 人。14 年、紋別地区 1 名と浦幌アイヌ協会が原告に加わる。同年 8 月 31 日大 10 回口頭弁論以降中断したまま。原告と弁護団は、アイヌのお墓の管理方法はコタン全体で管理していた。遺骨はコタンに返還せよ——と主張。

質問など——「遺骨は掘り出された所に返せということだと思っていたが、裁判ではコタンに返せということだが、それでは相手の土俵のうでにのっているのではないか」「いま現在、コタンをどのようなものと考えているのか」「浦幌アイヌ協会はまとまって返還を求めているので、コタンに返還せよというのであれば、まず浦幌から幌出した遺骨を浦幌に返せと主張すべきではないか」などの質問が出されました。

外に、未公開を前提にした、生活保護の・・・裁判原告が生活保護基準の引下げは人権問題とのレポートが提出された。